

# 新・良く利用され なお美しい矢作川の創造をめざして

## ——矢作川総合管理と環境漁協宣言——

Towards the creation of beautiful Yahagi River even hardly utilized

新見 幾男

Ikuo NIIMI

国土交通省中部地方整備局等主催の「矢作川流域圏シンポジウム」が、去る2月5日豊田市の名鉄トヨタホテルで開催され、主催者側や流域の県市町村職員らを中心に約400人が参加した。今後、国土交通省が矢作川の「河川整備基本方針」や「河川整備計画」をつくっていくための、プレイベント的性格のシンポジウムであった。これより前に、矢作川流域では、2001~02年に同整備局等主催の「矢作川の環境を考える懇談会」が5回シリーズで開かれており、今回のシンポジウムは、その総まとめのような会合だったと思う。

これらの懇談会やシンポジウムの開催が、矢作川流域委員会の設置に繋がっていき、同委員会が、新河川法に基づく河川整備計画の制定を審議していくのであろうが、その日程を国土交通省はまだ明らかにしていない。矢作川下流部（明治用水頭首工下流）の河川維持流量の設定に大きくかかわることだから、内水面漁協は流域委員会の設置に深い関心をもっているが、国土交通省側は、流域委員会構成メンバーから内水面漁協を排除したい意向を見せている。実際に矢作川の隣りの水系の豊川においては、内水面漁協を全面排除して流域委員会を構成した。河川の外の陸地側の利水者や河川利用者等を結集して流域委員会を構成し、ダムの建設等に反対傾向の強い河川の中の権利者は排除したい意向のように思われる。

最近では、それが国土交通省全体の方針であるとは思われないが、少なくとも中部地方整備局の現在の姿勢は「内水面漁協の排除」であろう。というよりは、同整備局の職員たちが河川の魚類のことをほとんど知らず、その直接の関係者である内水面漁業者との協調関係については研究もしていないのが実態であろう。

そういう中部地方整備局の姿勢が、新河川法の3本柱の一つである「環境」の規定を曖昧なものにしている。中部地方整備局にとっては、人が河川水を利用する場合の水質・水量が河川環境の中心であり、河川生物が生きられる水質・水量とは何か、ということから目を背けたままの姿勢である。

中部地方整備局は、前述の「矢作川の環境を考える懇談会」からも、いま進行中の「矢作ダム貯水池総合管理

計画検討委員会」からも、当初は内水面漁協を排除しようとした。しかし、内水面漁協をぬきにして、川の中の生物生息環境のことは語れない。結局、構成メンバーに入れることにしたが、流域委員会設置に直結する今回の「矢作川流域圏シンポジウム」については、再び河川生物ぬきの姿勢に戻ってしまった。河川環境に対する中部地方整備局の姿勢が定まっていないうように見受けられた。

さて、2月5日の矢作川流域圏シンポのコーディネーターは中日新聞論説委員・前田弘司氏、パネリストは明治用土地改良区理事長（矢作川沿岸水質保全対策協議会長）・神谷金衛氏、豊田市長・鈴木公平氏、岡崎市助役・矢下忠彦氏、上矢作町長・伊藤勇氏、愛知工業大学教授・四俣正俊氏、愛知大学教授・藤田佳久氏、国土交通省豊橋工事事務所長・田中茂信氏だった。一人ひとりの人柄を知らないで、若干の私の見当違いがあるかもしれないが、この人選をした国土交通省側の基本姿勢は、やはり河川の「生物生息環境」の軽視であろう。

私が聴講したのはシンポの最終の結論部分だけだったが、河川の生物についての発言はなかった。治水・利水についてももちろんのこと、河川環境についてさえも、生物生息環境の面からは論じられなかった。大型ダムによる水質汚濁の長期化、低水温化、河床構造の劣化や、魚道の不備、河川生物の産卵場の悪化、回遊生物の降海期・遡上期の極端な水量不足等々の、矢作川の河川環境の重要問題は論じられなかった。これらの河川環境の諸課題は、5回にわたる「矢作川の環境を考える懇談会」で内水面漁協側から提起され、同懇談会が矢作川環境の課題として位置づけていたにもかかわらず、そういう認識を流域で共有していくために開催されたはずの今回の「矢作川流域圏シンポ」で、国土交通省側のパネリストも生物生息環境の現況に言及さえしなかった。私には驚きだった。

こうした国土交通省中部地方整備局の姿勢は、矢作川の河川管理者として、特に今回の流域シンポの主催者として、片手落ちであり、不見識だったと指摘せざるを得ない。このシンポの基調講演を私は聴けなかったが、講師の名古屋大学大学院教授の辻本哲郎氏（矢作川の環境

を考える懇談会座長)の講演要旨を読むと、辻本氏は「地域の川・流域の川」と題する講演で、国土管理の目標である治水・利水・環境を語り、河川環境の目標を河川生態系の保全と捉え、話を進めたようだ。最初からシンポに出席していた聴講者らの感想を聞いてみても、基調講演の内容とパネリストの発言の間には、隔たりがあったようだ。

私は、河川を利用する「人間」中心の立場で河川環境を論じようとしている中部地方整備局の姿勢に、危機感をもった。河川環境を「生物生息環境」「生態系保全」の立場で捉える思想が弱いのである。矢作川の河川利用率は、すでに危険ラインを突破し40~50%台に達している。中部地方整備局の生物軽視の河川管理思想では、「良く利用され、なお美しい矢作川の創造」をめざす、私たちの目標は実現不可能になるであろう。

最近の経過をかえりみると、矢作川水系の農水省系の農業用水団体は、中部地方整備局主催の「矢作川の環境を考える懇談会」(全5回)への参加をボイコットしてきた。その農業用水団体のうち最大の明治用水土地改良区が、今回の「矢作川流域圏シンポジウム」に参加した。ところが今度は、「懇談会」に参加してきた矢作川水系3団体の内水面漁協を、主催者の中部地方整備局が「シンポジウム」から排除してしまった。明治以来100年にわたって対立を続けてきた矢作川の農業用水団体と内水面漁業団体が同席して河川環境問題を論じ合ったであろう、歴史的な流域会議は、中部地方整備局の政略的ともいえる無定見な行動によって流産してしまった。

中部地方整備局の「生物生息環境」軽視の河川管理が、しばらくは矢作川においても続くように思われる。これに対して内水面漁協側は、河川の内側から生物生息環境・生態系保全のあり方を追求していく姿勢で、理論的な意味での河川管理手法の「対抗軸」を形成していくことになるであろう。

矢作川においては、愛知県建設部による土木的手法の河川管理が長く続いてきた。これに対して内水面漁協側は、建設部(河川工事)、農林水産部(水産資源保護)、環境部(河川環境管理)の3部による「矢作川総合管理」を求めてきたが、2002年3月20日愛知県庁において、県側3部長と矢作川漁協組合長とのトップ会談が成立し、議事録交換の方法で「総合管理」への歴史的転換が確認された。愛知県庁の建設部河川課内と矢作川現地担当の県豊田加茂建設事務所内の両方に、水環境連絡会議が設置され、矢作川環境の改善に向けて3部が担当する課題も具体的に確認された。

それからほぼ1年が経過した。2003年2月22日には、矢作川漁協創立100周年記念の同漁協第35回総代会が開催される。この総代会で同漁協は「環境漁協宣言」を採択し、愛知県側の「矢作川総合管理」への転換にも積極的に対応していくために、新しい矢作川の河川環境の担い手としての姿勢を漁協組織の内外に明らかにする。少し長くなるが、以下に宣言案の全文を掲載し、「良く利用され、なお美しい矢作川の創造」をめざす、最近の矢作川事情の報告としたい。(平成15年2月9日記)

## 追記

この原稿を執筆後に、少し事情が変わった。3月から矢作川流域委員会準備会議(辻本哲郎議長、委員4名)が3回開催され、矢作川流域委員会の規約草案や委員会構成案が審議された。委員21名中3名は公募されることになった。

矢作川中流域の豊田圏からは、矢作川漁協組合長と矢作川「川会議」代表の2名が応募の意思表示をした。国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所から「委員候補表」名簿が報道各社へすでに発表されている。矢作川漁協組合長は18名の一般委員の1名に、矢作川「川会議」代表は3名の公募委員の1名に採用された。第1回矢作川流域委員会は6月30日開催予定だ。

なお、2月22日の矢作川漁協第35回総代会では「環境漁協宣言」が原案通り採択され、宣言内容の事業化がすすめられている。

## —環境漁協宣言—

矢作川漁業協同組合は、創立100周年をむかえるにあたり、矢作川の河川環境と内水面漁業の100年の変遷をかえりみて、その延長上に今日の諸課題を位置づけ、そこを立脚点に、流域に住む人と川の関係性を再構築し、河川環境の再生を展望したいという意思のもとに、当漁協の100年史を編纂することにしました。

矢作川の伝統的漁業は、明治期の農業水利権の矢作川進出によって天然アユ等の回遊魚の遡上を阻害され、最初の大きな被害に遭遇します。そうした困難への対抗手段として今日の漁協組織の前身が誕生したのですが、大正、昭和期には発電水利権の進出によって徐々に追いつめられ、昭和中期以降の流域工業化の進展と巨大な多目的ダムの建設によって、矢作川の内水面漁業は河川環境ぐるみ決定的なダメージを受け、その異常事態が今日

に続いています。

この100年史は、そのまま矢作川の河川環境破壊の歴史であり、内水面漁業権側の抵抗と敗北、後退の屈辱の歴史であります。川と共にあった流域の生活が川から分離していく過程でもありました。

矢作川の100年史を知り、驚いたことは、この100年間の河川環境破壊の構図が、ほとんど姿を変えずに今日の矢作川環境の前に立ちはだかっていることでした。明治にはじまった矢作川の水利用の無政府、無秩序状態は、矢作ダムの建設によって一層進み、河川利用率は危険ラインを超え40～50%台に達しています。水生生物の種類と個体数の減少は加速し、特に海と川を往来する天然アユ等の回遊生物の生息環境は極端に悪化しています。

そうした困難な事情が矢作川の現地で続く一方で、わが国においても河川管理の思想と法制度は環境保全型、自然共生型、持続循環型といわれる方向へ転換していきませんが、これに先だって、矢作川においては農漁業団体、自治体、市民の協働による河川環境改善の運動が前進しています。

その時期を経て1991年、矢作川漁協は「豊田市ヨーロッパ近自然河川工法調査団」の派遣を提唱し、参加しました。それ以来、当漁協は豊田市や農業団体、水力発電団体、市民団体と共に、豊田市矢作川研究所、矢作川川会議、矢作川学校等の設立、運営に参画し、2001年には、これらの運動を一層前進させるため、豊田市と当漁協は、矢作川に「川のある市民生活」「子供の川遊び」を取り戻すことをめざし、水産資源の保全対策も含めて、包括的な協力関係を結ぶに至りました。

いま、矢作川は日本近代化の100年の歴史の重荷を背負ったまま、新しい環境時代の門口に立っています。矢作川漁協は、その位置から河川環境と内水面漁業の未来を展望したいとの希望をもって、研究会を重ね、内水面漁協のいまあるべき姿を検討してきました。そして、組織として「環境漁協」の姿勢を整えることを確認し、創立100周年記念誌に「環境漁協宣言」の名を付すことにしました。

ここに矢作川漁業協同組合は創立100周年記念の第35回総代会を開催して、1,127人の組合員の意思において、次の7項目の「環境漁協宣言」を採択し、矢作川の河川環境と水産資源の慢性的停滞の現況を打開し、流域

に豊かな内水面漁業を提供していくための指針とします。

1. 森・川・海的环境を一体的に改善する視点で、流域の市民、自治体、諸団体と共に、矢作川環境の改善と内水面漁業の振興に取り組みます。

2. 豊田市矢作川研究所の研究活動と研究機能充実を積極的に支援し、同研究所との連携のもとに、政策提案型の「環境漁協」活動を推進します。

3. 矢作川環境破壊の根源である矢作ダム等の既存ダム群を抜本改造し、矢作川に自然の流れと生態系を回復するよう求めます。ダム群の運用についても、「治水・利水」目的から脱却し、明確に「治水・利水・環境」目的へ転換するよう求めます。岐阜県内の上矢作ダムの新設計画には絶対反対の立場を表明します。矢作川の上流域が長野県内にあることにかんがみ、長野県政の「脱ダム宣言」を支持します。

4. 矢作川の100年来の課題である明治用水ダム魚道の構造改善と流量増加を求めます。同ダム下流の水枯れ状態を改善するため、いまま「河川維持流量」を設定していないという、国政の河川法違反の無法状態を解消するよう求めます。

5. 海面漁協と内水面漁協の交流、協力関係を育て、三河湾の環境改善に取り組みます。

6. 矢作川「水源の森」整備の一翼をにない、森林愛護思想を流域に広めるため、矢作川漁協内に森林協力隊（ボランティア団体）を組織し、長期計画で「矢作川漁民の森」をつくります。

7. 矢作川漁協の上流、中流、下流の各ブロック組織ごとに矢作川学校を創設し、各ブロックが自主計画にもとづき、河川環境改善、漁業振興、漁業後継者育成、川の伝統行事や子供の川遊びの復興に取り組み、地域社会の経済的、文化的発展にも寄与します。

平成15年2月22日

矢作川漁業協同組合創立100周年記念  
矢作川漁業協同組合第35回総代会

（豊田市矢作川研究所幹事、矢作川漁業協同組合専務理事：）  
〒471-0025 豊田市西町2-19 豊田市職員会館1F